令和元年台風第19号等により被災した大企業への支援の強化を求める意見書

昨年10月に発生した台風第19号等の影響により、国内の広い範囲で河川の堤防が決壊したほか、越水などによる浸水被害などが発生し、各地に甚大な被害をもたらした。国民の平穏な日常を脅かした台風災害は、住民避難の在り方を始め、自衛隊・消防・警察など関係機関との連携や国土強靭化への対応など、被害の爪跡とともに様々な課題を残している。

当県内においても、各所で水害や土砂災害が発生し、産業面においては、郡山市の郡山中央工業団地において、一級河川阿武隈川等からの出水などにより、団地全体が浸水し、立地企業約280社の事業活動の継続や雇用に大きな影響を与えるなど、極めて深刻な状況が生じている。

今回の災害により被災した大企業は、これまで東日本大震災と原発事故からの復興に向けて共に歩みを進めてきているが、原発事故の風評とそれに伴う人材の流出といった逆境に加えて、今回の水害からの復旧という新たな試練に直面することとなり、当県における事業の縮小・撤退を検討する声も聞こえてきている。今回のような規模の台風は今後、毎年発生することが想定されているところであり、各企業において災害からの自衛手段を取った上で経済活動を行うことは至極当然の道理であるが、大企業は国のグループ補助金の対象外であることに加え、敷地のかさ上げなど、独自に行う減災対策に対しては、現時点において適切な支援がないことから、早期の対策が必要であるにもかかわらず、二の足を踏んでいるのが現状である。

よって、国においては、東日本大震災の発災後、一定の期間において大企業もグループ補助金の対象としていたなどの当県の置かれた状況の特殊性に鑑み、被災した大企業に対するグループ補助の適用や独自に行う減災対策への支援など、適切な支援策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 内 閣 総 理 大 臣 宛て 経 済 産 業 大 臣 復 興 大 臣

福島県議会議長 太田光秋